



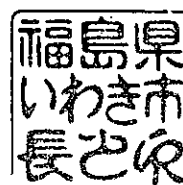
いわき市告示第89号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成19年7月5日

いわき市長 櫛田 一 男



これは原本と相違ないことを証明する

平成19年7月5日

いわき市長 櫛田 一 男





字界変更調書

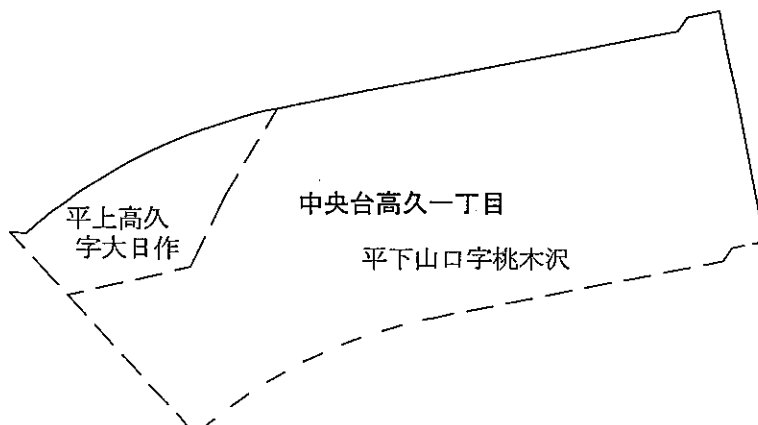
変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
中央台高久 一丁目	平上高久 字大日作	102の12
	平下山口 字桃木沢	8の2、9の5、10の1及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部





# いわき市平上高久及び下山口字界変更区域

変更後	変更前
中央台高久一丁目	平上高久字大日作
	平下山口字桃木沢



凡 例	
————	新 字 界
- - - -	旧 字 界